

## ○大田区精神保健福祉地域支援推進会議設置要綱

令和元年 6 月 17 日

31 健づ発第 10337 号区長決定

改正 令和 3 年 11 月 11 日 3 健づ発第 11332 号部長決定

## (設置)

第 1 条 精神障がいがあっても、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するために、保健医療福祉の関係者による重層的な支援体制の構築・実施のための協議を行うことを目的として、大田区精神保健福祉地域支援推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

## (構成)

第 2 条 会議の委員は、次に掲げる区分のうちから区長が委嘱する者及び別表に掲げる区長が任命する区職員をもって構成する。

- (1) 学識経験
- (2) 保健・医療
- (3) 福祉
- (4) 当事者
- (5) 家族
- (6) 地域代表

## (任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和 3 年 3 月 31 日までとし、以降の任期は原則 2 年間とする。

- 2 委員が任期中に辞任したときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前 2 項の場合において、委員は、再任することができる。

## (所掌事項)

第 4 条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 関係機関相互の連絡調整
- (2) 課題及び情報の共有
- (3) その他精神障がい者の地域生活支援に係る事項

## (会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (招集)

第 6 条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

## (会議の公開)

第 7 条 会議及び議事録は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は、会議及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合
- (3) 議案に個人情報が含まれている場合

- 2 前項の規定により会議及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、会議に関係した者は、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

## (コア会議)

第8条 事務局（第10条に規定する会議の事務局をいう。）は、会長の承認を得て、会議の準備のための会議（以下「コア会議」という。）を開催することができる。

2 コア会議は、第2条に規定する委員のうちから、必要に応じて事務局が会長から承認を得た委員をもって構成する。

（報償費）

第9条 会議に出席した委員、第6条第2項に規定する委員以外の者及びコア会議に出席した者（区職員を除く。）に対し、予算の範囲内において報償費を支払うものとする。

（事務局）

第10条 会議の事務局は、健康政策部健康づくり課が担当し、福祉部障害福祉課及び障がい者総合サポートセンターが補助する。

2 会議の庶務は、健康政策部健康づくり課において処理する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（令和3年11月11日3健づ発第11332号）

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第2条関係）

| 役職名                         |
|-----------------------------|
| 保健所長                        |
| 健康政策部長                      |
| 福祉部長                        |
| 健康医療政策課長                    |
| 保健所長が指定する地域健康課長             |
| 障害福祉課長                      |
| 障がい者総合サポートセンター次長            |
| 福祉部長が指定する地域福祉課長             |
| 福祉部長が指定する生活福祉課長又は自立支援促進担当課長 |
| 住宅担当課長                      |